

部会名

福祉部会

具体的内容

1. 循環型地域福祉事業

・介護保険サービスや障害者自立支援事業を相互に補完する市民参加による地域生活支援の充実

・地域支援サービスの実施における市民参加の促進

事業概要：1. コミュニティ単位における各種サービスのコーディネート機関の設置

2. 拠点施設の整備

3. 中間支援組織によるコーディネーターの養成

2. 市民参加による地域福祉サービスに関する規制緩和

・市民参加による有償の地域福祉サービス提供の阻害要因となっている既成の法律・制度（ex. 道路運送法・道路交通法・法人税法等）の内容及び運用を見直し、住民生活の実態と合わせる。

現状と課題

「日本中のどこでも安心して暮らせる地域社会の構築」は国が保障すべき義務であり、国民にとっての権利だということを福祉政策の基本的方針として据えるべきである。地域の生活支援の実施状況は自治体や地域によって大きな格差が生じている。地域主権は重要であるが、国民として保障されるべき生活権が侵害されてはならない。こうした状況に対して国は公の責任を明確にするべきである。

その上で、公的サービスによって全て費用負担し運営することは、財政的に困難であるばかりでなく市民の自立も阻害する。安心して暮らせる地域社会の構築のためには、

「医療・介護・障害者福祉・保育」などの全国統一的な公的サービスの持続・発展を軸としつつ、地域における自主的な活動に地域独自の「枠外サービス」を委ね、公が支援することで公・民が協働して地域福祉を支える体制づくりが急務である。

提言骨子「福祉のある優しい“我がまち”づくり」に向けて

1. 食事サービス、移動サービス、ホームヘルプなどの介護保険外の生活支援や介護者支援は、介護保険サービスと共に在宅を支える車の両輪として必須である。地域支援事業の内容を見直し、こうした取り組みを評価し、活用・促進すべきである。また、都道府県など広域行政はサービスの地域格差是正に務めるべきである。

2. 利用者やニーズを限定しない緩やかな助け助けられるしくみの育成と確立のためには、市民参加による自主的な活動に「枠外サービス」※を優先的に委ねるなど、積極的な評価と支援が必要である。

3. 地域包括支援センターは介護予防マネジメントを中心的業務とすることから脱却し、本来の包括的継続的な地域ケアの調整機能に特化すべきである。またその機能を社協や社会福祉法人、NPO 法人にも分担し、住民に身近な福祉ネットワークを構築すべきである。

4. サービスの向上、アドボカシーを担う広域的な中間支援団体のネットワーク機能が必要とされている。サービスの創出や質の向上、担い手育成のために広域に活動する中間支援団体に対する継続的な支援が求められる。

5. 現在の高齢者福祉に特化した地域包括支援センターの機能では、障害者や子育て支援等の複合的なニーズに柔軟に対応できない。地域の福祉ニーズを横断的に受け止める理論の構築と介護保険以外からの財源確保の可能性を模索すべきである。また将来的には関連法令を横断する「地域生活支援法（仮称案）」の立法化も考えられる。

※「枠外サービス」とは全国統一的な制度のもとで実施される介護保険サービスや障害者自立支援事業以外の福祉サービスを指す